



週報

第六號

○滿洲移民の現況と
其の將來

(拓務省拓務局)

○法制化された
方面委員制度

(社會局)

—(國際時事解説)—

(外務省情報部)

○ルーズヴェルト大統領の再選

昭和十一年十一月十八日

週報

昭和十一年十一月一日第三種郵便物認可
昭和十一年十一月十一日發
（毎週、同水曜日發行） 第五號

（本書、大サハ國定規格A5判）

刷別 報週錄附報官

昭和十一年十一月十一日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市麹町區永田町
内閣總理大臣官舎内

印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大手町
電話九ノ内(23)三五一九
振替東京一九〇〇番

販賣所 内閣印刷局發賣掛
全國各地官報販賣所
全國各地主要書店

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

週報既刊各號掲載事項

- △第一號
 - ▼税制改革の要領
 - ▼西班牙内亂を轉る歐洲の政局(一)
 - △第二號
 - ▼電力統制の必要性
 - ▼觀艦式に就て
 - ▼歐洲の政局
 - ▼西班牙内亂を轉りて(二)
 - △第三號
 - ▼地方財政及税制改革
 - ▼燃料國策に就て
 - ▼支那は赤化し得るか
 - △第四號
 - ▼陸軍軍備の本格的充實
 - ▼新機軸の話
 - ▼金アロック崩壊と我が貿易
 - △第五號
 - ▼農村經濟更生と特別助成
 - ▼小學校教員俸給の道府縣負擔
 - ▼我國の人口
 - ▼ベルギーの投じた
 - ▼歐洲平和への一波紋
- 大藏省主税局
外務省情報部
逓信省
海軍省海軍軍務普及部
外務省情報部
内務省地方局
商工省鑛山局
外務省情報部
陸軍省新聞班
警備管財局
外務省通商局
農林省經濟更生部
文部省普通學務局
内閣統計局
外務省情報部

滿洲移民の現況と其の將來……………拓務省拓務局……………(一)

法制化された方面委員制度……………社 會 局……………(一六)

——(國際時事解説)——

ルーズヴェルト大統領の再選……………外務省情報部……………(二二)

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(二九)

滿洲移民の現況と其の將來

拓務省拓務局

一 滿洲移民の必要性と可能性

滿洲事變を契機として滿洲に對する國民の關心は異常の緊張を示すに至つたが、滿蒙の我が生命線
を永遠に安泰ならしめる爲の具體的方策の一として、移民送用の重要なことも亦強く一般國民に認
識せらるゝに至つたのである。

即ち滿洲移民が現下の重要事項である我が對滿政策の一基調をなすものであつて、日滿兩國一體不
可分の關係と滿洲國建國の精神たる五族協和の實を擧げて、東洋平和の確立と世界人類の福祉増進と
に貢獻せんとする崇高且偉大なる使命を有するものであることは、既に一般國民の齊しく認むる所
あつて今更絮説を必要としないのである。

滿洲建國以來茲に五年、今や日滿共存共榮の本義は著々として顯現せられ、彼我互に融和提携して
王道樂土の建設に邁進しつゝある現狀であるが、此の兩國の不可分關係を益々強化して其の一體性を
永遠ならしむるの途は、今後速に多數の優良なる我が國民を滿洲に送り、滿洲國に於ける邦人人口の
増加を圖るの只一つあるのみである。之に依つて滿洲國の産業開發に資すると共に、其の文化の向

上、國防の充實に對しても多大の貢獻を爲し得べく、又彼我民族の融和提携を促進助長すると共に他而我が社會不安の根源たる人口資源の不均衡を調整する一方策として、殊に又我が窮乏農村匡救の一助として最も有効適切なものと言ひ得るのである。由來我國は國土狹小、加ふるに天然資源に乏しきにも拘らず最近に於ては年々約百萬人の人口増加を示して居る。之が爲社會經濟上種々困難な問題を惹起して居るのであるが、之を根本的に解決して國民生活の安定を期する爲には、國內の過剰人口を海外に移住せしめ、社會不安の一の根源たる人口資源の不均衡を調整することが最も肝要な方策である。然るに輓近海外に於ける國民主義的思潮の趨頭に伴ひ、各國共各種の障壁を設けて我が國民の發展を阻んで居る實状であるが、幸にして滿洲國は我國と特殊不可分の關係に依り我が國民の來住開拓を熱望して居る。滿洲移民とは日滿兩國共存共榮の理想を顯現する最良の方途と言はねばならない。

尤も此の滿洲移民の重要性は事變後に於て始めて認識されるに至つたものではなく、夙に小村壽太郎侯、兒玉源太郎伯、後藤新平伯等の先覺者に依つて提唱せられ、其の計畫にして實行に移されたものも一、二ではなかつたが不幸其の成績は芳しくなく、爲に滿洲移民不可能論さへ有力に主張せらるゝに至つたのである。

滿洲事變以前に於ける是等滿洲移民失敗の原因は種々あるであらうが、其の中最も大なるものと思はれるのは

イ、農業の基礎である土地の取得が容易でなかつたこと

ロ、移住計畫が不適當で其の實施も亦不徹底であつたこと

ハ、官民の後援無く從つて國家的意味薄弱であつたこと

ニ、移住農民の素質が不良であつたこと

ホ、當時の支那官憲特に東北政權の移民に對する壓迫が甚だしかつたこと
等であらう。

拓務省に於ては右の如き滿洲移民の重要性と過去に於ける辛き經驗とに鑑み、昭和七年以降引續き移住に必要な諸調査、諸準備を行ふと同時に既に四回に亘つて約一千八百戸の試験移民を送つたのである。而して其の第一次及第二次移民團が入植當初不測の障害に遭遇し、業績豫期の如く進展せざるを見て、當時一部には其の將來に付一抹の疑惑を抱く者もあつた様であるが、併しそれは全くの相違であつて、何れも豫期以上の成績を收め滿洲移民の可能なることを實證して居る。

滿洲の氣候、風土等の自然條件及衣食住等の生活條件の相違が我が移民に對し毫も支障を及ぼさざることとは數次の試験移民の實績に徴して明らかなる所であるが、加ふるに過去多年鬱加せる政治的壓迫の解消すると共に、諸般の經濟制度確立に依つて滿洲國經濟界も漸く安定するに至つた今日、殊に周密なる計畫に依つて之を指導し、熱誠なる國家的後援に依つて之を支援するに於て、質實剛健にして刻苦勤勉なる我が農業移民の成功は正に期して待つべきものがある。

乃ち今般政府に於て恆久的な滿洲移民計畫を樹立し、國策として大量的に之を實施することとなつ

た所以は實に斯かる必要性と可能性とに立脚するものである。

二 拓務省農業移民の現況

(一) 沿革

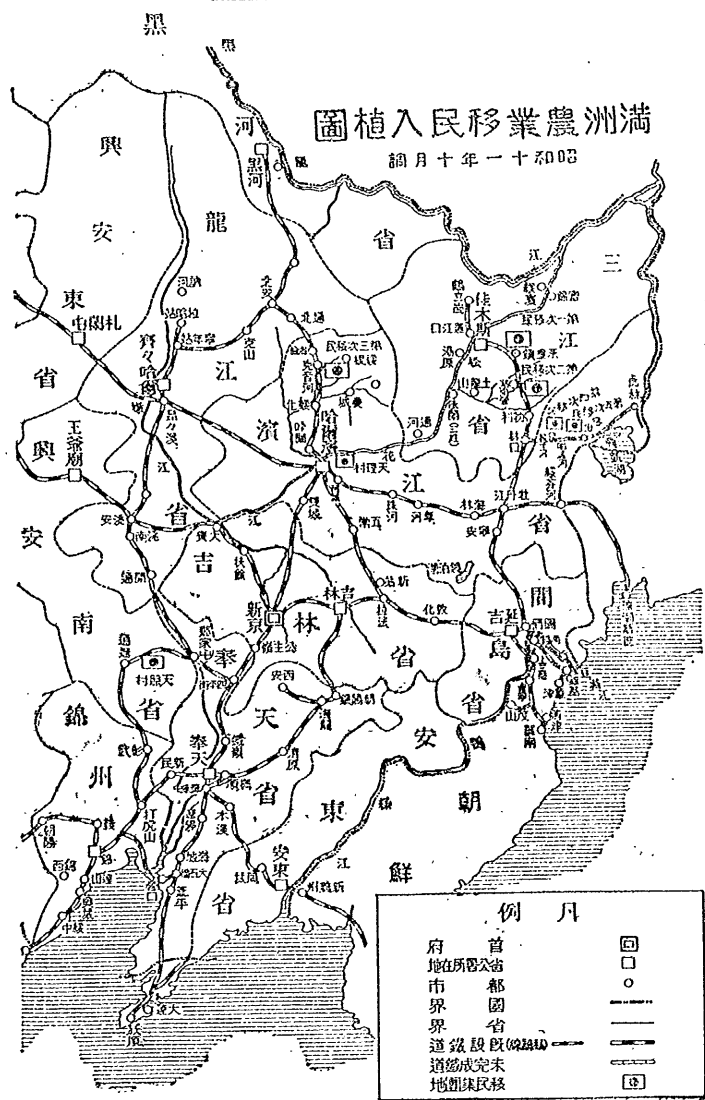
滿洲事變直後滿洲農業移民に關し是非の論喧しく全く混沌たる中であつて、拓務省は上述の如く昭和七年初頭滿洲移民計畫の大綱を立案し、將來の滿洲農業移民問題に對する方針を明らかにし、尙又朝野各關係方面の意嚮を參酌する爲め斯界の學者、實際家等を會して其の根本方策に關し懇談を遂ぐる所があつた。

該移民計畫の大綱としては、第一に滿洲農業移民の特殊性に鑑み相當多數の移住を必要とし、之が爲一戸當りの割當面積は自家勞力を本位として耕作し且經濟的に成立し得る程度を目標として自作農を設定すること、第二に滿洲農業移民には入植前内地又は現地に於て特殊の訓練を施すこと、第三に内地農村の窮狀より見て相當程度の補助金を政府より支出すること、第四に農村の青壯年中身體強壯、志操堅實なる者を選ぶこと、第五に第一期計畫として十年間に十萬戸を送ること等であつた。斯くて昭和七年十月先づ五百名を所謂第一次試驗移民として舊吉林省(現三江省)權川縣永豐鎮に、次いで翌八年度には五百名を第二次移民として同年七月其の隣縣依蘭縣湖南營に夫々入植せしめたのである。又翌九年度には所謂土龍山事件に因て、第一次及第二次移民團が豫想外の災

害を受け經費の一部を之が損害補填費に振向けるとした爲、其の數を減じて三百名とし同年十月濱江省綏稜縣に移住せしめた。次いで第四次移民五百名は濱江省密山縣内の城子河(三百戸)及哈達河(二百戸)の二團に分つて今春三月上旬入植を終了した。拓務省に於て是等試驗移民の實績に徴し將來に於ける成功の確信を得たので、試驗移民は昨年度を以て打切り、從來の方式に取捨選擇を加へて集團移民計畫を樹立し、昭和十一年度に於て第五次集團移民として全國より一千戸の送出行ひ、之を濱江省密山縣内永安屯、朝陽屯及黑臺の各地區に入植せしむることとし、既に其の先遣隊は入植を開始し、本隊は明春三月初旬入植の豫定である。

(二) 概況

第一次乃至第四次移民團の入植後の状況を見るに、當初入植戸數一、七八五戸中退團の已むなきに至つたもの約三〇〇戸、其の他病死者、戦死者等出で現在約一、四〇〇戸であるが、昭和九年頃より家族を招致して其の數現在一千名を超え且現在地にて出生せるもの二百名以上に達して居り、是等家族を加へて總數約二千七百名に上るに至つた。両親や最愛の妻子等と呼び寄せ嬉々として農耕に従事する實狀を見ては一種の感激なきを得ない。各移民團本年度の作付面積は、第一次は田一六二町、畑九一八町、第二次は田七二町、畑一、〇〇七町、第三次は田七三町、畑六七二町、第四次は城子河田二〇町、畑一七四町、同哈達河田七〇町、畑一六〇町で、其の一戸當り面積は第一次より第三次迄は三町八反、第四次は一町餘である。



作付作物は水稻の外小麦、大麥、燕麥、粟、高粱、玉蜀黍等の穀物、大豆、菜豆、綠豆等の菽類及大麻、煙草等の特用作物其他蔬菜等で、其の成育は頗る良好で皆豊作である。

(三) 移民の募集、訓練、入植並に政府の助成
本項に關しては本年度實施の第五次農業移民の實施計畫及募集要綱を掲げて説明に代へることとする。

(1) 第五次滿洲移民實施計畫

一、移住地 滿洲國濱江省密山縣内左記の地區とす

イ、永安屯地區 三百戸 ロ、朝陽屯地區 三百戸 ハ、黑臺地區 四百戸

二、入植 入植は三回に分ち先發隊、先遣隊、本隊の順序に之を行ふ。

イ、先發隊 現地に於て訓練を修了したる者より各移住地二十五名宛を採用六月下旬入植せしめ、續いて入植する先遣隊と合し翌春迄現地に冬營し本隊入植に必要な諸準備をする。其の主なる作業は宿舍、井戸、炊事場、倉庫等の改修準備及蔬菜の播種等である。

ロ、先遣隊 各移住地五十名宛とし、九月上旬入植せしむ。來春三月入植すべき本隊の宿舍其他の準備並に耕作第一年度の計畫等を爲すを任務とする。

ハ、本隊 來春三月初旬敦賀又は新潟より清津、牡丹江を経て移住地に入植する。

(2) 第五次滿洲農業移民募集要綱

一、應募資格

イ、年齢職業 農耕に充分経験のある徴兵検査を終つた満三十三歳迄の者。但し農村に住んで居る者で特技を有する者は此の限りでない。

ロ、健康 身體強壯で殊に呼吸器病、神經系疾患、脚氣等の無い者に限る。

ハ、家族 成る可く家族持が宜い。但し初めは單獨で移住し約一箇年後に家族を呼び寄せる。尙渡滿の際供託金三十圓と移住後一箇年間の小遣金を用意することが出来、郷里に送金の必要なき者に限る。

ニ、募集 北海道及沖繩を除く全國より一千名を募集する、各府縣で募集し、七月十五日に締切る。

三、餘衛竝に訓練

イ、第一次餘衛 府又は縣が人物者査竝に身體検査を行ひ、適當と認めて推薦した者の中から拓務省は假採用者を決定し、八月末日迄に本人に府縣を経て通知する。

ロ、訓練 假採用者は最寄の訓練所で約一箇年間訓練を施す。其の費用は拓務省より支給する。

ハ、第二次餘衛 訓練中の成績に依り正式採用者を決定する。尙訓練が終つてから一旦歸郷せしめ準備の上昭和十二年二月下旬渡滿の豫定。

四、移民に對する政府の補助竝に保護施設

イ、政府の補助 政府は渡航費を補助するの外開田費、重要造營物、農具、家畜及共同産業施設

等營農に必要な固定資本の約三分の一に相當する金額を各戸に補助するの外組合事務所費及衛生獸醫費に付移民團の組合に對し補助す。(補助額合計一戸當り一千圓)

ロ、保護施設

一、農事指導施設 現地に拓務省囑託たる農事指導員を置き移住者が一通り經驗を得る迄當分の間指導せしめる。

二、警備指導施設 當分の間拓務省囑託たる警備指導員を置き警備に關する指揮に當らしめる。

三、醫療施設 現地に拓務省囑託たる醫師を置き醫療衛生に従事せしめる。

ハ、其の他 滿洲拓植株式會社として必要なる土地竝に基礎的施設及資金融通等を爲さしむ。而して土地に付ては移住地の狀況に依り多少異なるも一戸に付二十町歩を標準とし、其の土地代は長期年賦償還の方法に依り移住者の負擔を最も輕少とする。

(四) 農業移民團の組織竝に諸施設

(1) 移民團の組織 移民團の組織は主として移民團自身の自治的規約に委ねられ、其の活動も亦團の自治的統制に依り運営せられて居る。集團移民は概ね地縁關係に依り三十戸を以て一部落を、十部落を以て一村を形成するを標準とする。而して一戸當り所要面積は約二十町歩であるから、一村の地域は可成の廣範圍となり其の中に各部落が點在することとなる。即ち第一次移民團に於ては宮城班、長野班等に分れて居る。

移民團の行政機關は大體會議制であるが、團長中心主義に依り諸般の行政が行はれ之を補助するに各團配屬の農事、牧畜、警備等の各指導員が當つて居る。

(2) 移民團の諸施設

(イ) 神社並に寺院 各移民團の自らなる報本反始の念慮より各村の高地に神社が建立せられ信仰の中心、團結の核心となつて居る。第一次移民團の神社を彌榮神社、第二次の神社を手振神社と稱して居る。寺院も亦第一次移民團には既に建立せられるに至つた。

(ロ) 學校 家族の招致が進むに従ひ、就學兒童が増加して來るので各村に非公式に小學校を開設し、團長が校長を兼ね團員若くは其の家族にして教員免狀を有する者が教鞭を執り、兒童は寄宿舎に收容せられ元氣で學校生活並に寄宿生活を樂んで居る。而して各學校は近き將來に正式に認可せられることになつて居る。

(ハ) 衛生設備 醫療衛生設備としては共同病院を設立し、有資格の醫師を配置し團員の無料診察投藥を行つて居る。團員の増加に伴ひ藥劑師及看護婦も設置する豫定である。尙産婆は各移民團中に數名宛免許狀所有者が居るので不自由を感じない。保健衛生の方面に付ても井水の消毒、豫防接種等を實施して萬全を期して居る。

(ニ) 警備 各團には警備指導員を設け、主として豫備役將校を以て之に充て警備の主任に當らしむる外、移民團には武器の備附其の他自衛手段を講じて居るが、移民團の匪害は逐年激減し

つゝある。

(ホ) 其の他の設備 以上の外各團の團本部、農産加工場、建築場、倉庫等の共同設備がある。

(五) 農業移民團の經濟

移民の營農計畫は大體次の通りである。

(1) 營農計畫の概要

(イ) 農家の所有土地 農家一戸當り二十町歩の分譲を受け、内水田一町歩、畑地九町歩、放牧採草地九町歩、除地一町歩とする。

(ロ) 開墾並に耕作 水田の開墾は滿洲拓植株式會社の手で、畑地の開墾は移民の手で行ふを原則とし、大體入植後三年目に開墾を完了することとし、作付すべき作物は自給穀物の確保、事業の安全、收益、邦人農家の技能等を考慮し、主作物として水稻、大豆、小麦を耕地の約三分の二に作付し、之に他の穀類、特用作物及蔬菜等を適當に鹽梅して作付する。

(ハ) 牧畜 牛馬各一頭を購入し役畜とする一方蕃殖を計り、在來種牝豚に「パークシヤ」種を交配蕃殖せしめ逐次賣却する。細羊は在來種牝を購入「メリン」種又は「コリデル」種を交配蕃殖せしめ牝三十頭に達する迄保育飼育し、牡及餘剩は賣却する。此の家畜の飼養は穀作に依り生ずる穀類穀稈等を利用すると共に、堆肥の製造に依つて地力の維持を計ると言ふ點にも意義がある。

(ニ) 副業 移民は夫々入植地の状況に應じ、主として冬期間に伐木、運材、製材、薪炭製造、

石炭採掘、麻子、ホームスパン、柳條子細工、粉條子製造、或は馬車、トラック輸送等に従事し副業収入を擧ぐることに努める。

(ホ) 農家の勞力 入力 入植當初は多少の雇傭勞力を必要とするも漸次家族數の増加に伴ひ自家勞力のみを以てする。

畜力 滿洲に於ける所要畜力は耕地六町歩に馬一頭、又は五町歩に牛一頭であるが開墾運搬等にも使役するので入植當初より牛馬各一頭を必要とする。

(ニ) 農家の衣食住 自給自足を原則とし現金に依る購入は最小限度に止める。防禦具には成る可く自家生産羊皮羊毛等を利用する。食料は自給自足を原則とし主食は一日一人當白米二合、稻粟二合、小麥粉七〇分、副食は蔬菜、味噌、醬油、大豆油(自家生産)、食鹽、鹽乾魚、海藻(購入)等で漁、獵、養蜂、甜菜栽培に依つて更に自給の範圍が擴め得られる。住屋は腰煉瓦砦子造、浪型亜鉛引鐵板葺建坪十五坪とし採暖は溫突に依る。

(2) 收支豫算

(イ) 收入 自家消費量を控除したる穀物、畜産物販賣收入及副業收入は移住地の完成を見る五、六年度に至り七五〇圓乃至八〇〇圓に成る。

(ロ) 支出 種苗、飼料、肥料、勞銀、諸組合費、租税公課、警備費等の營農支出、衣食住の費用並に教育衛生費等の家計費及償却費等の支出は六年度以降約五五〇圓に達する。

(ハ) 差引損益 初、二年度には損失となるも三年度より漸次益金を増加し、六年度以後は二〇〇圓乃至二五〇圓の利益を擧げ得ることとなる。

(3) 所要資金と其の調達に關連

(イ) 所要資金 固定資金として土地代四四〇圓、開田費一五〇圓、住居、附屬農舎、井戸圍壁築造費七四〇圓、馬車、農具等二六〇圓、家畜購入費二七〇圓、共同産業施設費一〇〇圓、合計一、九六〇圓を要する外流通資金として九〇〇圓を要する。

(ロ) 資金の調達 所要固定資金の約三分の一の六五〇圓は政府より補助、殘額二、二一〇圓は滿洲拓植株式會社より融通を受ける。

(ハ) 借入金償還 借入金利率は年五分とし、固定資金は五箇年据置後二十五箇年間均等年賦償還に依り、流通資金は五箇年据置後十箇年間均等年賦償還に依る。

(4) 協同組合組織 移民農家經濟の合理化を圖る爲各團に於ては生産物の販賣、農畜産物の加工精製設備及農具の共同利用、日用品の購買或は金融等に付各協同組合を組織し其の運営の全きを期して居る。

(六) 民間指導獎勵機關

(1) 滿洲拓植株式會社 康德二年滿洲國法令に據る滿洲拓植株式會社は日滿兩國の協力に依り資本金一千五百萬圓を以て日本農民の移住助成並に移住地確保の目的を以て設立せられ、(1)移住用土

地の取得、管理及分譲、(2)移住者に必要なる施設、(3)移住者に必要なる金融、(4)前各號に附帶する事業、を行ひ滿洲農業移民に對し多大の貢獻を爲して居る。

(2) 滿洲移住協會 昭和十一年滿洲移民事業の統一ある發展を助成し、併せて滿洲産業開發に資する爲、滿洲移住協會が設立せられ、移民事業の促進並に後援、移民事業の調査宣傳及紹介、移住者の斡旋、訓練等を行つて居る。

三 滿洲移民に對する將來の方針

日下拓務省に於ては二十箇年百萬戸移住計畫を立案し之が細目に付講究中であるが、本案の概要は現在滿洲國の人口は約三千萬人なるも二十年後には五千萬人に増加するものと觀て、其の際日本人が少くとも其の一割を占むるを目的とし一家族五人として百萬戸を要するの理に依つたものである。而して政府に於て獎勵すべき移民は之を集團移民と自由移民との二種とし、自由移民は更に之を分つて農業自由移民と其の他の移民とする。

集團移民は移住地に充分の餘裕を置いて入植せしめ、將來附近に招致せらるべき自由移民其の他に依つて形成せらるゝ移住村の經濟的據點たらしむる目的を以て農業に必要なる經濟機關を設立するは勿論、社會的並に文化的施設をも完備せしむるを原則とする。之を以て一集團は少くとも二百戸乃至三百戸の移住者を以て構成せしむることとなる。農業自由移民は集團移民村の周圍に入植して之と共に

に移住村を形成し、又は交通並に市場關係に特に恵まれたる特殊地域に入植して特用作物若くは蔬菜の栽培、乳牛の飼養等の集約的經營に當るものであるから、一般公共施設は既設機關を利用せしめ別に之を施設せざるを原則とする。

其の他の移民は農業移民の不足努力補給の目的を以て呼寄せらるゝ縁故者及農業以外の産業に従事する移民とする。

尙本案に依れば内地農家戸數五百六十萬戸の約三割五分を占むる五反歩未満の小農の約半數を移住せしめ、以て内地農村の健全なる發達を期し得るのであつて、是れ即ち近時農村更生計畫の重要な一項目として掲げらるゝ所以であるが、一方滿洲國側に於ても此の大量移民の收受に必要なる大量土地の取得及之が處理其の他諸般の準備を整へて居る現状であつて、日滿孰れの側より之を觀ても大量移民の實施は今や一日の遲延を許さぬ實情に在る。

四 結 言

之を要するに、日滿不可分關係を強化し、滿洲建國の大義を宣揚すべき我が滿洲大量移民は、現下の情勢に照し一日の偷安を許さぬ所であつて、之が重要性を充分に認識し、其の實現に付官民一致協力以て此の偉大なる使命遂行に邁往せんことを切望して已まぬ次第である。

(完)

法制化された方面委員制度

社 會 局

一 方面委員制度の沿革

社會事業の發達に伴ひ、要保護者に對して各方面から救濟の手が伸べられてゆく。而して是等の救濟の手は各要保護者に對し適切なる形に於て且ばらくでなく組織せられた力として働くように工夫されなければならぬ。是は近代社會事業の緊切な要求である。我國の方面委員制度は此の要求に應ずる爲に、地方民間の篤志家にして日常要保護者に接觸し得るような人を、名譽職の委員に依頼し、隣保相扶の精神に基づきよく實情を知つた近隣の貧困者に對し、合理的且組織的な救濟を行はしめ、社會事業の効果を完からしむる趣旨に出でたものである。

此の制度の我國に於ける初は、大正六年岡山縣濟世願間の創始に在るが、その由來を尋ねると、同五年地方長官會議の際、長くも大正天皇には同縣知事故筈井信一氏に對し縣下貧民の狀況を親しく御下問あらせられた爲、同知事は、聖慮の優渥なるに感激し、歸任後直ちに調査したるに、貧困者の意外に多數であり、之が當面の救濟を圖る要あるのみならず、進んで根本的な防貧策を樹つる必要があることを痛感し、研鑽熟慮の結果遂に此の制度を考案するに至つたものである。翌大正七年大阪府

知事林市藏氏は故小河滋次郎博士に囑して、歐米の貧民救濟委員、支那の審戸、我國の五人組等の制を調査考査せしめ、探長補短茲に方面委員制度の立案を得て實施するに至つた。然るにその後の社會狀況に促されたこと、此の制度の成績が良好であつたことに因つて、各地方に於て之に倣ふもの多く、昭和三年には既に内地諸府縣は勿論臺灣・朝鮮等外地に迄此の制度が布かるに至り、殊に昭和六年救護法施行に伴ひ救護事務の補助機關たる委員には方面委員を委嘱するの方針が採られてからは、益々之が普及を見るに至つた。

二 方面委員制度の現況

方面委員の總數は本年初内地のみにも四萬七百に達し、之に外地の分を加ふれば、四萬二千を超えてゐる。此の制度を經營管理しつゝある主體は多くは道府縣であつて、外に若干の市町村及民間團體がある。制度の實施する所は前述のやうに全國に互つてゐるが、内地に於ては昭和九年末八千二百三十六市町村が之を有し三千二百九十七町村が未だその設けがない。大部分の府縣に於ては管内一回に方面委員を置いてゐるのである。

而して委員の依頼は府縣知事其の他經營團體の代表機關によつて爲され、其の地區内の名望あり且貧困者の保護救濟について熱意と理解を有する士を擧ぐるに努めてゐるが、無理解な人、一般の非難

のある人、黨派的偏見に捉はれ易い人の如きは全く不適任なのであつて、その人選は最も慎重にする必要があり、之が爲に特別の銓衡委員會を設くるものも少くない。又委員は名譽職であつて、その任期は多く二年乃至四年であるが、地方に依つては事務に習熟した老練家を永くその職に在らしむる爲之を定めないものもある。

方面委員の使命は貧困の豫防救済の爲社會事業の活動をより效果的ならしむるに在り、その職務は社會調査、保護救済、教化指導、各種社會施設の整備促進、聯絡等極めて廣汎に亘つて居り、その取扱事件数は年々増加し昭和十年度には約六百萬件に上つてゐる。その大部分は所謂ケース・ワークと稱すべきものであつて、不當要保護者の世帯に就て詳細状況を調査して置いて、必要に應じて適切な保護救済の處置を講究實施するのである。従つて委員の職務の中では貧困な世帯を調査し之を記載して置くことが最も肝要となつてゐる。而して此の記載はカードに依るのであつて、方面委員の有するカードは昭和九年末に於て四十九萬餘世帯、その登載人口百九十九萬餘に上り、内地總人口に對する割合は市部に於て約五%、郡部に於て約二・五%に上つてゐる。尙方面委員の職務執行上の必要から方面と稱する區域があり、方面毎に數人の委員があつて、保護救済の處置を定むるに當つては會合協議の上で之を決してゆくやうになつてゐる所が多い。此の方面の數は昭和九年末の調では一萬八千九百九十九となつてゐる。

三 方面委員制度法制化の必要

方面委員制度の發達に伴ひ、法規によつて之を規律することの必要が唱へられるやうになつてきた。その理由とする所は主として左のやうな諸點である。

(イ) 方面委員制度の普及發達の結果現時各種の社會事業はその活動に期待すべきものが頗る多いのであつて國、公共團體等の社會行政に於ても方面委員の手を煩すことにより、始めて有終の美を期待し得るやうなものが益々増加しつゝある。救護法の如きはその一例であつて、特別な委員制度を法律に定め實際上は方面委員を之に充てゝゐる。従つて今方面委員の制度が法制化せられ其の國法上の基礎が與へらるゝに至らば、將來各種の行政に於て圓滑に之を利用することが出來、社會事業の方面に於て行政上の能率を高くすることが出來るであらう。

(ロ) 方面委員の使命は防貧救済であるが、近時の社會事業の職能に關しては、單なる物質的施與から進んで要保護者の人格的向上を圖るべしとの要求が強く主張されてゐる。従つて方面委員がその要保護者との日常の接觸を通じて達成することを期待されてゐる此の方面における任務は愈々重要となつてきた。故に方面委員の信條たる指導精神の確立は制度上最も重視すべきものであり、之を法規の權威によつて明確に宣示することは此の際極めて必要である。

(ハ) 従來此の制度が地方で任意的に行はれ來り、組織運営の方法も區々であり、従つてその成績も地方により著しい優劣があつたので彼は探長補短以て全般的に發達せしむるを適當とする。而して以上の如き理由に基づく法制化の要求は關係各方面一致の希望であり、殊に方面委員の間に於て最も強く主張されたのである。當局に於ては社會事業全般の効果を左右すべき中樞的機能を有する此の制度に對しては、速に之が法制を整備し積極的な指導監督を爲すことの必要なるを認め、本年七月社會事業調査會に對し内務大臣より諮問を發した次第であるが、爾來その答申を基礎として考究した結果今回斯界多年の希望に應ずるに至つたものである。

四 方面委員令の内容

方面委員令は去る十四日の官報に登載公布の上明年一月十五日を期して施行せらるゝことになつた。その内容は従來の各地の制をとり、その長所を綜合して制度の大綱を定めたものであるが、特に注意すべきものを擧ぐれば左の如くである。

- (イ) 方面委員の指導精神を宣示したこと(第一條)
- (ロ) 委員の職務を明確に規定したこと(第六條)
- (ハ) 東京横濱兩市の外は道府縣の經營すべきものと定めたこと(第二條)

(ニ) 方面委員銓衡委員會を設け委員の入選を慎重にしたこと(第五條)

(ホ) 方面事業委員會を設け方面事業の指導的役割を持たしめたこと(第十條)

(ヘ) 方面委員會に市町村長を出席せしめ委員と市町村當局との連絡に留意したこと(第九條)

尙本令制定と同時に救護法施行令が改正せられ、救護法第四條の委員は方面委員より選任するといふ従來の方針が同令中に明確に規定せられたことも併せて注意を促したい。

惟ふに方面委員令の制定は、従來自然的發達に任されてゐた此の制度に對して、その社會行政の上の有する重要性に鑑み、之が國法上の地位を與ふると同時に、將來政府に於ても指導監督の爲積極的努力を惜しまざるの態度を明らかにしたものである。現在の制度を之によつて劃一化し、之が爲に地方的事情に適應した融通性ある制度運用の妙を失はしむるが如きは、固よりその趣旨に反する甚だしき所である。此の點は特に關係者各位の留意を切望する所以である。

(完)

ルーズヴェルト大統領の再選

外務省情報部

一 ルーズヴェルト氏再選さる

十一月三日に行はれた米國大統領選挙の結果は、民主黨の壓倒的勝利となりルーズヴェルト氏が再選されることとなつた。

四年目毎に行はれる米國大統領の選挙は所謂間接選挙で選挙は二段に分れて居る。先づ最初に各州の一般有権者は十一月の第一月曜日の次の火曜日(今回は十二月三日)に大統領を選挙する人即ち選挙人を選挙する。各州の選挙人の数はその州選出の聯邦議會上下兩院議員数の和に等しい數で、ニューヨーク州などはその數四十七名に達しアリゾナ、デラウェア、ネヴァダ、ニューメキシコ、ヴァージニア、イオミング等の各州では各三名宛を選出するに過ぎないが、兎に角選挙人の總數は全國で五百三十一名である。次にこの各州から選出された五百三十一名の選挙人はその年の十二月の第二水曜日直後の月曜日(本年は十二月二十一日)に各州の首府に參集して大統領及副大統領を選挙し、投票函はワシントンに送られて聯邦議會の上院議長によつて開票せられる。その結果過半數の二百六十六票以上を

得た候補者が次期大統領と決定せられ、翌年一月二十日に就任式が行はれる順序となつてゐる。従つて去る十一月三日に行はれた投票は、この選挙人の選挙であるから眞の大統領選挙ではない譯であるが、選挙人の選挙に於ては、各州で一票でも多く一般有権者の投票を獲得した政黨がその州の選挙人を全部自黨から出すことを得、而かも自黨の選挙人は自黨の大統領候補に投票することは不文律となつてゐるからつまりこの選挙人選挙の結果で事實上大統領の當選が決定し、十二月に行はれる選挙人による大統領の選挙といふものは全く形式的のものに過ぎないのである。

各黨派は十一月の選挙人の選挙の前に自黨の大統領及副大統領の候補者を決定しなければならぬ。候補者決定の方法は米國獨特のもので「指名」と呼ばれ、今年の選挙に於ても、先づ社會黨は五月二十六日、クリイヴァンドで開かれた全國大會で、ノーマン・トーマス及デヴィッド・ネルソン兩氏を大統領及副大統領候補者に指名し、共和黨では六月十日のクリイヴァンドの全國大會で、カンザス州知事アルフレッド・モスマン・ランドン氏を大統領候補に、シカゴデイリー・ニュース社長のフランクリン・ロックス氏を副大統領候補に指名し、これに對して民主黨では六月二十三日フィラデルフィアで開かれた全國大會に於て現大統領ルーズヴェルト氏及副大統領ガーナー氏を夫々候補者に指名した。尙共產黨からカール・ブラウダー氏が立候補し、ノースダコタ州選出の下院議員ツイリアム・レムケ氏も、ユニオン・パーティーの候補者として出馬した。

斯くて各黨派及各候補者は全米に亘つて激烈な政戦を展開したのであるが、十一月三日に於ける投票の結果は左の通りである。(十一月五日現在)

政 黨	候 補 者	一般有権者投票數	選舉人獲得數
民主黨	ルーズヴェルト氏	二四、七七八、〇一八	五二三
共和黨	ランドン氏	一五、〇四四、七七一	八

即ちルーズヴェルト氏は壓倒的の多數を得て再選に決定したのであるが、特に選舉人の獲得數に於て全米四十八州中僅かメイン及ヴァモントの二州を除き、四十六州を席捲したのは、前回の昭和七年の選挙に比し更に進出目覚しく特にランドン、ノックス兩氏がその膝下であるカンザス、イリノイの兩州で敗れたのは豫想外であつた。

尙十一月三日の大統領選舉人の選挙と同時に、上院議員三分の一の改選と下院議員の總選挙が行はれたのであるが、その結果兩院に於ける兩黨の議席數は左の如くとなつた。(十一月五日現在)

民主黨	新議席數	七五	舊議席數	六九	新議席數	三二八	舊議席數	三〇八
	共和黨	一七	二二	九〇	一〇〇			

〔註〕 所屬未定の議席數七、尙新議會は明年一月五日開會の筈である。

二 何故大勝を得たか

今回のルーズヴェルト氏の壓倒的勝利は一八二〇年のモンロー大統領以來の大記録であるといふが、何故にルーズヴェルト氏はかくも華々しい勝利を得たのであらうか。

ルーズヴェルト氏が昭和八年三月に大統領に就任した當時は恰も全國的銀行恐慌の真最中で爾來ルーズヴェルト大統領はニューディール(新規時直し)の標語の下に自由主義的放任經濟機構の改革を斷行し、一種の統制經濟を實施しようとする努力したのであるが、右新政策は内外よりの猛烈なる反對批難の的となり、憲法違反の問題すら惹起したが、ルーズヴェルト氏は憶せず難局の打開に専心し、今日では景氣回復の跡歴然たるものがあるに至つた。將に勞働者農民階級から絶大な信頼を得て居る點は、ルーズヴェルト氏の持つ明らかなる人格の魅力と共に民主黨の有力なる武器であつた。元來民主黨内部に於てもスミス一派のニューディール反對派があつたので、ルーズヴェルト氏の候補者指名にも多少の曲折があり、且今回の選挙は四年前と異り、守るものゝ常として兎角消極的に流れ易かつたから前述のルーズヴェルトの個人的人氣を考慮に入れても共和黨が乗ずる餘地は充分あつた筈である。然し共和黨には夫れ丈の準備がなかつた。第一に候補者に指名されたランドン氏は何といつても未だ一介の田舎政治家に過ぎない。當代隨一の雄辯家といはれ、人物、力量既に試験済みのルーズヴェルトと

は到底大刀打ならぬ。而かも共和黨の掲げた政綱は徒らにニューディールの攻撃に終始して、建設的提案に缺けて居た事は同黨の立場を著しく弱めたものであつた。即ちルーズヴェルト政権の下に於て個人の自由、州權の獨立が脅かされたのを批難し、財政の放漫を攻撃して居るが、農業救済に付ては殆ど民主黨の政策を鵜呑みにして居るといふ状態であつた。

ルーズヴェルト氏は六月二十七日のフィラデルフィアの民主黨大會に於ける指名受諾の演説を第一聲とし、「過去三ヶ年の努力に依つて米國民は漸く不安恐慌の状態から脱し得たが、未だ之を以て満足する事は出来ぬ。最近經濟的特權階級が出現し、會社、銀行、證券、機械、資本等を操り、一般市民の利益を彼等の階級の利益の爲に犠牲にして居るから、政治上の自由平等は經濟的自由平等の存在しない現在結局無意味である。吾人は過去三ヶ年彼等と戦つて來たが、將來之が打破に邁進すべきである。』といふ様な趣旨を以てラヂオ其の他凡ゆる手段を利用して全米の大衆殊に中産階級以下に呼びかけたのであつた。

選挙戦の進行に伴れてルーズヴェルト氏の勝利は漸次確實性を増して來たが、勝つにしても相當の激戦であらうと豫想されて居た。米國では大統領選挙の際毎度所謂模擬投票が行はれるものであるが、中でも著明なリテラリー・ダイジェスト誌の投票は今年も一十萬枚の多數の投票用紙を配布して大々的に行はれたが、其の結果はランドンが五七四%ルーズヴェルトが四二六%の比例で共和黨が

優勢を示し、州別にすれば前者が三十二州に於て勝ち三百七十票對百三十一票で當選するといふ計算であつた。又米國輿論調査局の分はルーズヴェルトが五四、ランドンが四六の比例を示し民主黨の優勢を示した。

然し愈々蓋を明けて見ると前述の様な民主黨側の壓倒的勝利に終つたのは當に民主黨の政綱とルーズヴェルト氏の個人的人氣の然らしむる所であつたといふ事が出来る。民主黨の提唱する互惠通商條約、國際的善隣主義が大衆の人氣を博し、加ふるに農村救済政策及豊富なる失業救済資金を持つて居る事等が農民並に勞働者の支持を受けたのであつた。又民主黨の選挙機關が完備し、共和黨の夫れは比較にならぬ程貧弱であつた事も見逃し難い所である。

三 外國に於ける反響

ルーズヴェルト氏の再選に對しては、倫敦タイムズを始め諸國の新聞は一般に好意を以て迎へ、殊に中南米諸國に於ては大いに歓迎の意を表して居る。之は民主黨の選挙に際し掲げた政綱が過去三ヶ年の善隣政策を一層強調して居るが爲である。國家間の紛争は平和手段によつて調整し戦争を國策遂行の手段とせず、他國間の紛争には眞に中立の態度を保持するといふ民主黨の外交政策は口先許りでなく、過去三年の間にルーズヴェルト大統領は、モンロー主義の内容を改め、キューバに對して所謂

プラット修正條項に基づく干渉權を拋棄し、ハイチの駐屯軍を撤退する等善隣政策を著々實行に移したので、中南米諸國の米國に對する信頼が増進し、ルーズヴェルト大統領の再選を以て中南米諸國の繁榮が保障されたと贊辭を呈して居るものもある程である。

また通商政策に於ては、他國の不正競争或はダンピングに對しては米國の産業を適當に保護する一方、互惠協定を結ぶことによつて外國の關稅障壁、割宛制度等の貿易障壁を取り除き通商の發展を期する事を主張して居るが、ルーズヴェルト大統領が今日まで實際に行つて來たところは、キューバを初め中南米諸國及カナダに對して互惠通商條約を結んで米國より之等諸國に對する輸出を増進し、更にフランス、スイス、ベルギー、スエーデン、オランダ等の歐洲諸國にも互惠協定を適用して成功を収めて居る。之即ちニューヨーク・タイムズ紙が「中南米及歐洲の諸國がルーズヴェルト氏の再選に歡迎の意を表するのは當然であらう。」となす所以である

(完)

最近公布の法令

内閣官房總務課

○貴族院制度調査會官制(勅令第三九七號)

貴族院の機構に關する事項調査會議の爲、今回官制を以て内閣總理大臣監督の下に貴族院制度調査會を設置することとなつたもので、會長一人及委員二十七人以内を以て組織せられてゐる。尙場合により臨時委員を置くことが出来る。而して會長は内閣總理大臣を以て充て、委員及臨時委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係省廳高等官、貴族院議員及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ずることになつてゐる。尙附屬職員として幹事、書記が置かれてゐる。

○北海道帝國大學官制中改正ノ件(勅令第三九八號)

○大正八年勅令第十八號北海道帝國大學各學部ニ於ケル講座ニ關スル件中改正ノ件(勅令第三九九號)

北海道帝國大學農學部に於て今回花卉栽培及造園の研究及教授を内容とする園藝學第一講座を増設し、之に伴うて教授一人、助教授一人、助手二人を増員したものである。

○海軍現役武官商船學校等配屬令(勅令第三九四號)

公立商船學校又は朝鮮總督府通信局海員養成所に於ける

教職中の教練に付ては、生徒に對し海軍機備員候補者たるに必要なる海軍軍中にも關係ある知識を適度に習得せしむる必要があるので、之が爲に特殊の知識経験を有する海軍現役武官を當該學校又は海員養成所に配屬し生徒の教練を掌らしむることとし、武官の配屬、武官の教練に關する指示又は監督及教練等關等に關し規定したものである。

○重要肥料統制法施行期日ノ件(勅令第三九七號)

○肥料製造業組合令(勅令第三九六號)

本年五月二十九日法律第三十號を以て公布せられた重要肥料統制法を十一月十五日より施行することとし、又之に伴うて肥料製造業組合の名稱、事務所、設立手續、登記、役員、總會、會計、解散及清算に關する事項等組合に必要なる規定を制定したものである。

○史蹟名勝天然紀念物調査會官制(勅令第三九七號)

史蹟名勝天然紀念物の保存に關する重要事項の調査會議を爲す爲、今回文部大臣監督の下に設けることとなつたもので、會長一人、委員二十人以内を以て組織せられ、又臨時委員を置くことが出来る。何れも文部大臣の奏請

に依り内閣に於て之を命ずることになつてゐる。尙附屬職員として豫事、書記が置かれてゐる。

○方面委員令(十一月十四日公布) 勅諭法施行令中改正ノ件(十一月十四日公布)

○思想犯保護觀察法施行期日ノ件(十一月十四日公布)

○思想犯保護觀察法施行令(十一月十四日公布) 本年五月二十九日法律第二十九號を以て公布せられた思想犯保護觀察法を十一月二十日より施行することとし、之に伴うて其の施行令を制定し、保護觀察に於て爲すべき處置及保護觀察に付する手續並に保護觀察處分の執行等保護觀察の實行上必要な事項を規定し、思想犯保護觀察法と同時に十一月二十日から施行せられる。

○司法部内臨時職員設置制中改正ノ件(十一月十四日公布) 勅令第四百三三號

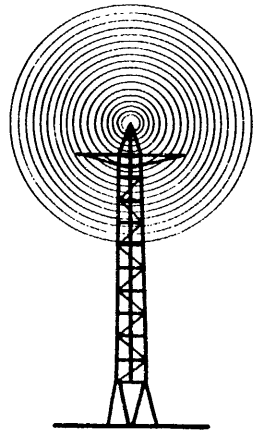
○保護觀察所官制(十一月十四日公布) 勅令第四百三三號

○高等官官等俸給令中改正ノ件(十一月十四日公布) 勅令第四百三十四號

○保護觀察審査會官制(十一月十四日公布) 勅令第四百三十五號 思想犯保護觀察法の施行に伴ひ、同法に依る保護觀察に關する事務を掌らしむる爲、司法大臣の管理に屬する保護觀察所を設置せられるもので、其の職員として所長(輔導官を以て充てる)以下輔導官、保護司、書記が置かれてゐる。

之に伴うて輔導官及委任官たる保護司の官等俸給を定むる爲高等官官等俸給令の一部が改正せられる。又治安維持法の罪を犯したる者を保護觀察所に請求に依つて、その期間二年を更新する場合保護觀察所の請求に依つて、その要否を審議する爲、司法大臣監督の下に保護觀察審査會が設けられる。審査會は會長一人、委員六人を以て組織せられ、別に豫備委員四人が置かれ又附屬職員として書記が置かれてゐる。而して以上三勅令は何れも思想犯保護觀察法と同時に十一月二十日から施行せられる。

○朝鮮道立醫院官制中改正ノ件(十一月十四日公布) 勅令第四百三十六號 朝鮮行地に於ける醫療機關整備の爲、醫官十一人、醫員九人、書記一人及豫備手四人を増員したものである。



◇ラヂオは 迅速正確な 報道者
◇ラヂオは 最良の 家庭教師
◇ラヂオは 最も簡易な 慰安娛樂機關

國旗と
ラヂオは
家庭毎に

- | | | |
|----------|-------|--------|
| 東京中央放送局 | 長野放送局 | 富山放送局 |
| 大阪中央放送局 | 静岡放送局 | 松江放送局 |
| 名古屋中央放送局 | 新潟放送局 | 高知放送局 |
| 廣島中央放送局 | 群馬放送局 | 福岡放送局 |
| 熊本中央放送局 | 岡山放送局 | 小倉放送局 |
| 仙臺中央放送局 | 京都放送局 | 長崎放送局 |
| 札幌中央放送局 | 徳島放送局 | 鹿児島放送局 |
| | 津島放送局 | 秋田放送局 |
| | 福井放送局 | 西條放送局 |
| | 津島放送局 | 旭川放送局 |

本社 法人 協送會

週報

第七號

官報附録

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
 昭和十一年十月二十五日發行 (每週一回水曜日發行)

五錢

○航空國策に就て (遞信省)

○思想犯保護觀察制度の實施 (司法省)

○危機を孕む中歐の情勢 (外務省情報部)

—(國際時事解説)—

(外務省情報部)

昭和十一年十一月二十五日

週報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
 昭和十一年十月十八日發行 (每週一回水曜日發行) 第六號

(本書、大サハ國定規格A判)

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)三五二一九 郵便東京一九〇〇番	一ヶ部 五錢 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外購郵便に依る) (送料三圓四十錢) 要不利送
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町九三九〇番 最寄書店・購買店	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和十一年十一月十八日印刷發行

編輯者 情報委員會
 東京市神田區永田町
 印刷者 内閣印刷局
 東京市神田區大手町